

熊本県公報

第 1 0 8 9 8 号
平成 14 年 10 月 16 日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(県民生活総室) 1

救急医療機関に関する申出の撤回……………(医務福祉課) 2

指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢保健福祉課) 2

指定介護老人福祉施設の指定……………(") 2

指定居宅サービス事業所の指定……………(") 2

平成14年度一般会計補正予算要領の公表……………(財政課) 2

救急医療機関に関する申出の撤回……………(医務福祉課) 13

あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 13

公有水面埋立免許……………(河川課) 13

公 告

平成14年度熊本県保育士試験の全科目合格者……………(児童家庭課) 17

開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 17

大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工政策課) 17

土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 18

"……………(") 19

建設業法第28条第3項に基づく監督処分……………(監理課) 19

換地計画の決定……………(農地建設課) 20

建築基準法第73条第1項の規定に基づく建築協定の認可……………(建築課) 20

登 載 依 頼

熊本県総合計画推進委員会及び同政策評価部会合同会議の開催……………(熊本県総合計画推進委員会) 20

芦北地域保健医療推進協議会の開催……………(芦北地域保健医療推進協議会) 21

海面利用協議会の会議の開催……………(海面利用協議会) 21

告 示

熊本県告示第790号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により、少年に有害な興行として、平成14年10月4日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	尼寺の艶ごと 観音開き(新日本映像) 若妻 敏感な茂み(オーピー映画) 痴漢レイプ魔 淫らな訪問者(新東宝映画) 巨乳姉さん 淫乱狂い(新日本映像) 白バラ学院 わいせつな放課後(につかつ) いんらん三姉妹(新東宝映画) 喪服妻の痴態 通夜のもつれ合い(新日本映像) 痴漢バス2 三十路の火照り(オーピー映画) 不倫妻 ねっとり乱れる(新東宝映画) 美里真里 教え子の目の前で(新日本映像) 桃色身体検査(につかつ) 愛人秘書 美尻蜜まみれ(オーピー映画)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第791号

次の救急医療機関について救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
菊陽中央病院	菊池郡菊陽町辛川1923番地1	平成14年9月1日

熊本県告示第792号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
グループホームドリームまつばせ 下益城郡松橋町松橋1619番地1	株式会社 スエトミ	平成14年10月1日

熊本県告示第793号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームさわらび 熊本市龍田町弓削864-1	社会福祉法人 熊本菊寿会	平成14年10月1日

熊本県告示第794号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
デイサービスセンターさわらび 熊本市龍田町弓削864-1	社会福祉法人 熊本菊寿会	平成14年10月1日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ショートステイさわらび 熊本市龍田町弓削864-1	社会福祉法人 熊本菊寿会	平成14年10月1日

熊本県告示第795号

平成14年度一般会計補正予算は、平成14年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成14年10月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成14年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

平成14年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,729,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 795,414,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	地方交付税	256,371,468	298,820	256,670,288
	1 地方交付税	256,371,468	298,820	256,670,288
2	分担金及び負担金	9,724,658	△ 31,490	9,693,168
	1 分 担 金	918,415	2,650	921,065
	2 負 担 金	8,806,243	△ 34,140	8,772,103
3	国庫支出金	150,634,170	△ 1,296,481	149,337,689
	1 国庫補助金	83,670,149	△ 1,373,309	82,296,840
	2 国庫委託金	1,225,323	76,828	1,302,151
4	寄 附 金	24,818	19,900	44,718
	1 寄 附 金	24,818	19,900	44,718
5	繰 入 金	21,018,385	50,000	21,068,385
	1 基金繰入金	17,169,169	50,000	17,219,169
6	諸 収 入	46,362,075	1,129,869	47,491,944
	1 貸付金元利収入	30,187,759	1,000,000	31,187,759